発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年５月29日
【発行者の名称】	グラントマト株式会社 （Grantomato Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　南條　浩
【本店の所在の場所】	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地５
【電話番号】	0248-94-2014（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　遠藤　誠也
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	グラントマト株式会社 https://www.grantomato.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び

指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第29期 (中間)	第30期 (中間)	第28期	第29期
会計期間		自 2021年９月１日 至 2022年２月28日	自 2022年９月１日 至 2023年２月28日	自 2020年９月１日 至 2021年８月31日	自 2021年９月１日 至 2022年８月31日
売上高	(千円)	5,323,808	5,590,449	11,786,079	11,721,971
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△78,096	△25,615	166,521	190,356
中間(当期)純利益又は中間純損失(△)	(千円)	60,911	△14,447	163,089	228,449
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―	―
資本金	(千円)	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数	(千株)	1,920	1,920	1,920	1,920
純資産額	(千円)	383,852	508,142	342,140	551,390
総資産額	(千円)	5,915,094	6,745,635	5,070,134	5,592,754
１株当たり純資産額	(円)	199.92	264.65	178.19	287.18
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	―	―	10.00 (―)	15.00 (―)
１株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失(△)	(円)	31.72	△7.52	84.94	118.98
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	(円)	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	6.5	7.5	6.7	9.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△945,562	△1,384,766	233,225	55,245
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	176,671	△127,153	△287,498	119,222
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	692,366	1,506,569	150,467	34,470
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	762,668	1,043,082	839,193	1,048,432
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	114 (282)	143 (289)	115 (270)	130 (289)

(注) １．当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

３．第29期中間会計期間並びに第28期事業年度及び第29期事業年度の潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第30期中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

４．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（外数）で記載しております。

５．第28期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、第29期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。また、第29期中間会計期間及び第30期中間会計期間の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、監査法人コスモスの中間監査を受けております。

６．当社は、第29期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第28期の中間財務諸表に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

7．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年３月 31 日）等を第 29 期の期首から適用しており、第 29 期事業年度並びに第 29 期中間会計期間に係る主要な経営指標等については当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

（1）発行者の状況　　2023年2月28日現在

従業員数（人）	143（289）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（外数）で記載しております。
2．当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】
１【業績等の概要】
（１）業績
当中間会計期間（2022年９月１日～2023年２月28日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大もありましたが、徐々に行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化に向けた動きが進展しました。
一方、長期化するロシア・ウクライナ情勢、資源価格やエネルギー価格の高騰、急激な円安進行等による物価上昇圧力の高まりによる個人消費の停滞懸念等、先行き不透明な状況にあり、引き続き厳しい経営環境が続くと思われます。
このような状況のもと、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する企業を目指して、中期経営計画のもと、事業領域の拡大と持続的成長のための機能・基盤強化の戦略に取り組んでまいりました。
営業概況としては、原材料・エネルギー価格の高騰を初めとする断続的な仕入価格の上昇などの影響により、全体として厳しい展開を強いられる中、当社の主力サービスであるストア販売部門は、プロモーション戦略を発揮すると同時に、積極的且つ機動的に営業展開を行ったことにより、売上高は堅調に推移しました。
農産流通部門は、米の集荷数量増加に向け主力地盤である福島県の県中・県南エリアの強化に加え、高いブランド力を持つ会津米の強化を図るべく同エリアへの積極展開を行いました。販売面においては、精米加工技術の向上による品質の維持・向上とプロモーション戦略の発揮により、インターネットの米販売が堅調に推移しました。また、コロナ禍における行動規制が徐々に緩和され、飲食店等の訪日外国人のインバウンドの復調が見られ、業務用米の需要も回復基調に転じました。
ＦＤＣ・インターネット販売部門は、消費財や農業関連商品等の価格の上昇があったものの、同業他社に比しての価格優位性の発揮とプロモーションの効果により、販売は大きく伸長しました。
その他は、店舗物件の賃貸収入を中心に安定して収入を計上しました。
これにより、売上高は、ストア販売部門は4,541,216千円（前年同期比0.3%増）、農産流通部門は513,389千円（前年同期比13.7%増）、ＦＤＣ・インターネット販売部門は530,326千円（前年同期比56.2%増）、その他は5,518千円（前年同期比0.0%減）となりました。
収益面においては、仕入価格の上昇圧力が高まる中、売価統制並びに在庫コントロールの強化と当社の強みでもあるＤＣ型（ディストリビューション型）物流管理体制の効率的運用の効果、加えて種苗関連のＰＢ商品化などの収益反映等、機能・基盤強化と垂直統合の進展により、売上総利益率は20.7%（前年同期比2.3ポイント増）と堅調に推移しました。
一方、費用面においては、計画に基づき人的資産の開発と活用に向け人件費等を戦略的に投入してまいりましたが、資源価格やエネルギー価格の高騰等により、水道光熱費が102,197千円（前年同期比40,806千円増）と予想を大きく超えて影響しました。
なお、前年同期は太陽光売電事業に係る発電設備売却等による特別利益169,775千円を計上しております。

以上の結果、当中間会計期間の経営成績は、売上高5,590,449千円（前年同期比5.0%増）、営業損失20,128千円（前年同期は営業損失67,390千円）、経常損失25,615千円（前年同期は経常損失78,096千円）、中間純損失14,447千円（前年同期は中間純利益60,911千円）となりました。

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況
当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,043,082千円（前事業年度比5,350千円減少）となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動によるキャッシュ・フローは1,384,766千円の支出（前年同期は945,562千円の支出）となりました。棚卸資産の増加額1,133,499千円、仕入債務の減少額185,043千円、未払又は未収消費税等の減少額129,128千円の計上が主な変動要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 127,153 千円の支出(前年同期は 176,671 千円の収入)となりました。有形固定資産の取得による支出 133,417 千円が主な変動要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 1,506,569 千円の収入(前年同期は 692,366 千円の収入)となりました。短期借入金の純増加額 1,301,716 千円、長期借入れによる収入 1,000,000 千円、長期借入金の返済による支出 542,347 千円、社債の償還による支出 224,000 千円が主な変動要因であります。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

該当事項はありません。

（２）受注実績

該当事項はありません。

（３）販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりとなります。

事業部門の名称	当中間会計期間 （自2022年９月１日 至2023年２月28日）	前年同期比（%）
ストア販売部門（千円）	4,541,216	100.3
農産流通部門（千円）	513,389	113.7
ＦＤＣ・インターネット販売部門（千円）	530,326	156.2
その他（千円）	5,518	100.0
合計（千円）	5,590,449	105.0

（注）ＦＤＣは、福島ディストリビューションセンターの略称です。

３【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2022 年 11 月 30 日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。

当社ではフィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年８月 31 日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日)に債務超過の状態である場合において(上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く)、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a　次の(ａ)又は(ｂ)の場合の区分に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった

旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続､再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の(ａ)又は(ｂ)に定める場合に従い、当該(ａ)又は(ｂ)に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の(ａ)及び(ｂ)に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの(ａ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ｂ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総

会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ　非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において

一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、「アグリ市場における好循環スパイラルによって、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する」という経営方針を掲げ、アグリソリューション事業を展開しております。

こうした経営方針に基づき、新たな「製品」や「サービス」の開発に加え、地球環境に配慮し、ＳＤＧｓの理念に資する「製品」や「サービス」の開発と「ビジネス分野」の開拓を目的に、日々、研究を重ねております。

これら取り組みにおいては、高品質な米や種苗の製品化など着々と成果を上げており、今後も引き続き、農業生産者と消費者双方の利益が最大化するよう、日本農業の発展に貢献すべく、鋭意努力してまいります。

当中間会計期間における当社が取り組んだ研究・開発事項に関連して支出した費用の総額は 28,732 千円であり、主な研究・開発事項は以下のとおりであります。

（１）米の高品質な生産加工技術の開発

（２）野菜や果樹や苗などの品質向上と新たな商品開発

（３）蓄電池を活用した自家消費型太陽光発電の社内実証実験を通した効率的運用技術の開発

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は4,893,832千円で、前事業年度末に比べ1,108,841千円増加いたしました。商品の増加1,131,326千円、未収消費税等の増加99,809千円、売掛金の減少61,492千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は1,851,803千円で、前事業年度末に比べ44,039千円増加いたしました。有形固定資産の増加48,508千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は4,033,050千円で、前事業年度末に比べ937,498千円増加いたしました。短期借入金の増加1,301,716千円、買掛金の減少226,149千円、未払法人税等の減少111,639千円、1年以内償還予定の社債の減少100,000千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は2,204,442千円で、前事業年度末に比べ258,630千円増加いたしました。長期借入金の増加384,163千円、社債の減少124,000千円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は508,142千円で、前事業年度末に比べ43,247千円減少いたしました。中間純損失14,447千円、剰余金の配当28,800千円が主な変動要因であります。

（3）経営成績の分析

経営成績の概況については、「1【業績等の概要】（1）業績」に記載の通りであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

（２）重要な設備の除去等

重要な設備の除去等の計画はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2023年２月28日）	公表日現在発行数（株）（2023年５月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,680,000	5,760,000	1,920,000	1,920,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	7,680,000	5,760,000	1,920,000	1,920,000	―	―

（注）2022 年 11 月 26 日開催の定時株主総会により、発行可能株式総数は 3,840,000 株増加し、7,680,000 株となっております。

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2019年９月21日（注）	―	1,920,000	△66,000	30,000	66,000	66,000

（注）2019 年８月 18 日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2019 年９月 21 日付で減資の効力が発生し、資本金を減少させ、資本準備金への振り替えを行っております。この結果、資本金の額 66,000 千円が減少（減資割合 68.75%）し、資本準備金の額 66,000 千円が増加しております。

（６）【大株主の状況】

2023年２月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
有限会社南條商店	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地８	1,106,100	57.61
グラントマト従業員持株会	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内９番地５	297,200	15.48
南條　浩	福島県石川郡古殿町	100,200	5.22
南條　祥子	福島県石川郡古殿町	75,000	3.91
南條　一樹	福島県須賀川市	60,000	3.13
石井　康雄	福島県岩瀬郡鏡石町	50,000	2.60
緑川　泰由	福島県石川郡古殿町	40,000	2.08
佐藤株式会社	福島県郡山市中町２番７号	31,000	1.61
根本　吉蔵	福島県石川郡古殿町	20,000	1.04
吉田　正雄	福島県石川郡石川町	20,000	1.04
計	―	1,799,500	93.72

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年２月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,920,000	19,200	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,920,000	―	―
総株主の議決権	―	19,200	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

（１）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第27期	第28期	第29期
決算年月	2020年８月	2021年８月	2022年８月
最高（円）	―	―	1,200
最低（円）	―	―	1,200

（注）１．最高、最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

２．当社株式は、2022年２月25日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年９月	10月	11月	12月	2023年１月	２月
最高（円）	―	1,200	1,200	1,200	―	1,200
最低（円）	―	1,200	1,200	1,200	―	1,200

（注）最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

３【役員の状況】

2022年11月30日付の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第６【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2022年９月１日から2023年２月28日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

（1）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年8月31日)	当中間会計期間 (2023年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,173,383	1,173,976
売掛金	123,265	61,773
商品	2,199,251	3,330,578
貯蔵品	21,421	23,594
前払費用	40,370	37,612
未収入金	205,352	152,321
未収消費税等	―	99,809
その他	24,824	15,992
貸倒引当金	△2,877	△1,826
流動資産合計	3,784,990	4,893,832
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1,381,427	※ 1,396,952
構築物	335,499	346,889
機械装置	199,467	253,169
車両運搬具	242,738	246,891
器具及び備品	606,762	622,093
土地	※ 627,742	※ 648,751
建設仮勘定	13,264	14,943
その他	9,118	163
減価償却累計額	△1,748,165	△1,813,492
有形固定資産合計	1,667,854	1,716,363
無形固定資産		
借地権	9,535	9,535
ソフトウエア	18,686	16,513
その他	54	49
無形固定資産合計	28,276	26,099
投資その他の資産		
長期前払費用	4,684	2,364
差入保証金	104,779	104,707
その他	2,170	2,270
投資その他の資産合計	111,633	109,341
固定資産合計	1,807,764	1,851,803
資産合計	5,592,754	6,745,635

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年８月31日）	当中間会計期間 （2023年２月28日）
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	149,564	189,298
買掛金	910,937	684,787
短期借入金	※ 1,000,000	※ 2,301,716
１年以内償還予定の社債	248,000	148,000
１年以内返済予定の長期借入金	※ 422,278	※ 495,768
未払金	168,223	155,984
未払法人税等	111,639	―
未払消費税等	38,035	8,716
預り金	18,000	16,470
賞与引当金	18,121	15,911
その他	10,752	16,397
流動負債合計	3,095,551	4,033,050
固定負債		
社債	390,000	266,000
長期借入金	※ 1,358,555	※ 1,742,718
繰延税金負債	20,787	12,550
退職給付引当金	22,548	24,519
資産除去債務	148,314	149,147
その他	5,607	9,507
固定負債合計	1,945,812	2,204,442
負債合計	5,041,364	6,237,493
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
資本準備金	66,000	66,000
資本剰余金合計	66,000	66,000
利益剰余金		
利益準備金	5,968	5,968
その他利益剰余金		
特別償却準備金	35,798	35,798
繰越利益剰余金	413,624	370,376
利益剰余金合計	455,390	412,142
株主資本合計	551,390	508,142
純資産合計	551,390	508,142
負債純資産合計	5,592,754	6,745,635

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）		当中間会計期間 （自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）	
売上高		5,323,808		5,590,449
売上原価	※1	4,344,116	※1	4,435,888
売上総利益		979,692		1,154,561
販売費及び一般管理費	※1	1,047,082	※1	1,174,689
営業損失（△）		△67,390		△20,128
営業外収益				
手数料収入		2,562		2,495
駐車場収入		4,690		5,239
雑収入		2,389		5,048
その他		37		36
営業外収益合計		9,680		12,820
営業外費用				
支払利息		17,302		16,302
その他		3,083		2,005
営業外費用合計		20,386		18,307
経常損失（△）		△78,096		△25,615
特別利益				
固定資産売却益	※2	169,775	※2	2,931
特別利益合計		169,775		2,931
特別損失				
固定資産売却損	※3	356		—
固定資産除却損		—		0
特別損失合計		356		0
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）		91,322		△22,683
法人税、住民税及び事業税	※4	30,410	※4	△8,235
法人税等合計		30,410		△8,235
中間純利益又は中間純損失（△）		60,911		△14,447

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2021年９月１日　至 2022年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	66,000	66,000	5,968	44,747	195,425	246,140	342,140	342,140
当中間期変動額									
剰余金の配当						△19,200	△19,200	△19,200	△19,200
中間純利益						60,911	60,911	60,911	60,911
当中間期変動額合計	―	―	―	―	―	41,711	41,711	41,711	41,711
当中間期末残高	30,000	66,000	66,000	5,968	44,747	237,136	287,852	383,852	383,852

当中間会計期間（自 2022年９月１日　至 2023年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	30,000	66,000	66,000	5,968	35,798	413,624	455,390	551,390	551,390
当中間期変動額									
剰余金の配当						△28,800	△28,800	△28,800	△28,800
中間純損失(△)						△14,447	△14,447	△14,447	△14,447
当中間期変動額合計	―	―	―	―	―	△43,247	△43,247	△43,247	△43,247
当中間期末残高	30,000	66,000	66,000	5,968	35,798	370,376	412,142	508,142	508,142

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）	当中間会計期間 （自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）	91,322	△22,683
減価償却費	107,395	89,226
貸倒引当金の増減額(△は減少)	92	△1,051
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,514	△2,210
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,620	1,970
受取利息及び受取配当金	△3	△2
支払利息	17,302	16,302
固定資産売却益	△169,775	△2,931
固定資産売却損	356	―
固定資産除却損	―	0
売上債権の増減額(△は増加)	48,287	61,492
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,061,399	△1,133,499
仕入債務の増減額(△は減少)	66,898	△185,043
未払又は未収消費税等の増減額	△36,371	△129,128
未収入金の増減額（△は増加）	6,089	53,030
その他	19,596	△2,298
小計	△907,074	△1,256,827
利息及び配当金の受取額	3	2
利息の支払額	△17,302	△16,302
法人税等の支払額	△21,188	△111,639
営業活動によるキャッシュ・フロー	△945,562	△1,384,766
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（△は増加）	△602	△600
有形固定資産の取得による支出	△170,145	△133,417
有形固定資産の売却による収入	330,094	5,872
無形固定資産の取得による支出	―	△2,880
敷金の回収による収入	15,000	―
預り敷金の受入による収入	3,000	3,900
その他	△675	△28
投資活動によるキャッシュ・フロー	176,671	△127,153
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	787,430	1,301,716
長期借入れによる収入	250,000	1,000,000
長期借入金の返済による支出	△401,817	△542,347
社債の発行による収入	200,000	―
社債の償還による支出	△124,000	△224,000
配当金の支払額	△19,200	△28,800
その他	△46	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	692,366	1,506,569
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△76,524	△5,350
現金及び現金同等物の期首残高	839,193	1,048,432
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 762,668	※ 1,043,082

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品　最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	５～34 年
構築物	８～28 年
機械装置	２～17 年
車両運搬具	２～６年
器具及び備品	２～20 年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウエア	５年

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

（１）商品の販売に係る収益認識

当社は農業関連資材、農業生産物、食料品等の小売業を主な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、主に店舗販売やインターネット販売等における商品売上からなります。

これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

５．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。この変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

（中間損益計算書）

前中間会計期間において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「手数料収入」及び「駐車場収入」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 9,642 千円は、「手数料収入」2,562 千円、「駐車場収入」4,690 千円、「雑収入」2,389 千円として組み替えております。

（中間キャッシュ・フロー計算書）

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未収入金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 25,685 千円は、「未収入金の増減額」6,089 千円、「その他」19,596 千円として組み替えております。

（中間貸借対照表関係）

※　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2022年８月31日）	当中間会計期間 （2023年２月28日）
建物	87,026千円	83,940千円
土地	128,907千円	102,687千円
合計	215,934千円	186,628千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2022年８月31日）	当中間会計期間 （2023年２月28日）
短期借入金	95,000千円	150,000千円
１年以内返済予定の長期借入金	50,004千円	50,004千円
長期借入金	149,992千円	124,990千円
合計	294,996千円	324,994千円

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）	当中間会計期間 （自　2022年９月１日 至　2023年２月28日）
有形固定資産	101,294千円	84,174千円
無形固定資産	6,100千円	5,052千円
合計	107,395千円	89,226千円

※２　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）	当中間会計期間 （自　2022年９月１日 至　2023年２月28日）
構築物及び機械装置	169,775千円	―千円
車両運搬具	―千円	2,931千円
合計	169,775千円	2,931千円

※３　固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）	当中間会計期間 （自　2022年９月１日 至　2023年２月28日）
車両運搬具	356千円	―千円
合計	356千円	―千円

※４　税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税、住民税及び事業税に含めて表示しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　2021年９月１日　　至　2022年２月28日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,920,000	―	―	1,920,000
合計	1,920,000	―	―	1,920,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年11月27日定時株主総会	普通株式	19,200	10.00	2021年８月31日	2021年11月29日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2022年９月１日　　至　2023年２月28日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,920,000	―	―	1,920,000
合計	1,920,000	―	―	1,920,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年11月26日定時株主総会	普通株式	28,800	15.00	2022年８月31日	2022年11月28日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）	当中間会計期間 （自　2022年９月１日 至　2023年２月28日）
現金及び預金勘定	892,987千円	1,173,976千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△139,964千円	△141,164千円
流動資産その他(預け金)	9,645千円	10,270千円
現金及び現金同等物	762,668千円	1,043,082千円

（リース取引関係）

前事業年度（自　2021年９月１日　至　2022年８月31日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自　2022年９月１日　至　2023年２月28日）

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年８月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）社債（１年以内償還予定を含む）	638,000	641,180	3,180
（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）	1,780,833	1,791,120	10,287
負債計	2,418,833	2,432,301	13,468

当中間会計期間（2023年２月28日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）社債（１年以内償還予定を含む）	414,000	416,170	2,170
（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）	2,238,486	2,229,047	△9,438
負債計	2,652,486	2,645,217	△7,268

（※１）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

該当事項はありません。

（２）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（１）社債（１年以内償還予定を含む）	―	641,180	―	641,180
（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）	―	1,791,120	―	1,791,120
負債計	―	2,432,301	―	2,432,301

当中間会計期間（2023年２月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（１）社債（１年以内償還予定を含む）	―	416,170	―	416,170
（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）	―	2,229,047	―	2,229,047
負債計	―	2,645,217	―	2,645,217

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）社債（１年以内償還予定を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（２）長期借入金（１年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表（貸借対照表）に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

主に、店舗用の土地又は建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の経済的残存耐用年数や賃貸借契約の残存期間と見積り、割引率は当該期間に合わせて0.27%から3.77%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2021年９月１日 至　2022年８月31日）	当中間会計期間 （自　2022年９月１日 至　2023年２月28日）
期首残高	102,807千円	148,314千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	43,898千円	―千円
時の経過による調整額	1,608千円	833千円
中間期末（期末）残高	148,314千円	149,147千円

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アグリソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準 」に記載の通りです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	108,784	123,265
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	123,265	61,773
契約負債（期首残高）		
前受金	420	496
前受収益	428	2,166
	849	2,663
契約負債（中間期末（期末）残高）		
前受金	496	3,082
前受収益	2,166	2,098
	2,663	5,181

（注）１．契約負債は、主に商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金及び賃料に係る前受収益を計上したものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当中間会計期間に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,663千円であります。

２．中間貸借対照表（貸借対照表）において、前受金及び前受収益は「流動負債その他」に含まれます。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自　2021年９月１日　至　2022年２月28日）

１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	ストア販売部門	農産流通部門	ＦＤＣ・インターネット販売部門	その他	合計
外部顧客への売上高	4,527,313	451,424	339,550	5,518	5,323,808

（注）ＦＤＣは、福島ディストリビューションセンターの略称。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自　2022年９月１日　至　2023年２月28日）

１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	ストア販売部門	農産流通部門	ＦＤＣ・インターネット販売部門	その他	合計
外部顧客への売上高	4,541,216	513,389	530,326	5,518	5,590,449

（注）ＦＤＣは、福島ディストリビューションセンターの略称。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2022年８月31日）	当中間会計期間 （2023年２月28日）
１株当たり純資産額	287円18銭	264円65銭

１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2021年９月１日 至　2022年２月28日）	当中間会計期間 （自　2022年９月１日 至　2023年２月28日）
１株当たり中間純利益又は １株当たり中間純利益損失（△）	31円72銭	△7円52銭
（算定上の基礎）		
中間純利益又は中間純損失（△）（千円）	60,911	△14,447
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る中間純利益又は 普通株式に係る中間純損失（△）（千円）	60,911	△14,447
普通株式の期中平均株式数（株）	1,920,000	1,920,000

（注）前中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当中間会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（重要な設備投資）

当社は、2023年３月26日開催の取締役会において、以下のとおり新倉庫を建設することを決議しました。

１．設備投資の目的

農産流通部門における米の加工販売事業を積極展開する中、福島県下の米の主要産地である会津地域において、米仕入の効率的運用と生産性向上を図ることといたしました。

２．設備投資の概要

所在地　　：福島県喜多方市
用途　　：事務所兼倉庫
投資予定額　：257,557千円
資金調達　　：既存取引金融機関から借入予定

３．設備の導入時期

着工予定　：2023年４月
完工予定　：2023年９月

４．当該設備が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

当該設備投資による2023年８月期の業績への影響は軽微であります。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年５月29日

グラントマト株式会社
取締役会　御中

監査法人　コスモス
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　　新開　智之

業務執行社員　公認会計士　　相羽　美香子

中間監査意見
当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグラントマト株式会社の2022年９月１日から2023年８月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（2022年９月１日から2023年２月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グラントマト株式会社の2023年２月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年９月１日から2023年２月28日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。